

営繕設備工事簡易発注方式特記仕様書

本工事の施工にあたっては、長岡市営繕設備工事簡易発注方式試行要領によるほか、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

- 1 本工事は、営繕設備工事簡易発注方式により発注する工事である。
- 2 予定価格は、想定数量（設計図書及び工事費内訳明細書に示した設計数量）により積算したものである。
- 3 受注者は、契約締結後、速やかに現地調査及び実施設計を行い、設計数量を確定するうえで必要な図面、数量調書、工事費内訳明細書等の資料を作成するものとする。
なお、実施設計においては、工事目的を達成するうえで必要な範囲で、想定数量に無い工種や工法の選択も可能とするが、特記仕様書及び機器仕様書等を遵守したうえで、安易な増工、施工範囲及び工法等の変更を行わないようにすること。
- 4 受注者は、工事施工前に実施設計の成果品の適否について、協議書（工事打合簿）を監督員に提出のうえ、承諾を得るものとし、発注者の指示書（工事打合簿）により工事施工を開始するものとする。
- 5 発注者は、実施設計の成果品に基づき設計数量を確定し、設計変更を行うものとする。